

安芸東部地方における宮座の「名」について

藤 井 昭

はじめに

宮座は、祭祀組織であるとともに社会組織として重要な意味をもつものである。宮座の研究は戦前から畿内地方に素材を求めて進められ、農民の村落結合を示すものとして評価されてきた。戦後には畿内以外の各地の宮座も研究対象にされるようになり、日本中世の農村社会の特質といわれる重層構造をその中に顕著に現わしているものが少なくないことがわかってきた。

備後地方では、中国山地沿いの庄園鎮守社を中心に比較的まとまった史料が残っており、これに基づく研究も徐々に成果をあげている。⁽¹⁾ それにひきかえ真宗の盛んであった安芸地方では、宮座が研究対象とされたことはほとんどなかった。実証に必要な史料や慣行が不足していたからであろう。安芸地方の宮座関係史料は、私の知る限りでは現在も慣行を伝える豊田郡田万里八幡宮の宮座、中世文書に記されている豊田郡乃美八幡宮⁽²⁾と高田郡内部庄内某社⁽³⁾の両宮座にとどまる。

本稿では、再度現地調査を実施した田万里の慣行を手がかり

として、宮座とその基盤をなす「名」の構造・編成、村落との関係等について考察する。あわせて前記三座が安芸東部地方に偏在する理由を検討する。

一 田万里八幡宮の宮座と「名」の慣行

田万里は現在広島県竹原市田万里町の地である。西境は険しい峠で西条盆地の東端上三永に接する。ここに発する田万里川は南北を山並に挟まれた谷底を東流する。その北斜面と川添いに耕地が開けている。

八幡宮は、田万里のほぼ中央に位置する。昭和五十八年の例大祭は九月二十三日に執行された。その中心が宮座による献饌の儀式である。現在の宮座は両頭制九番からなるが、各番は田万里を東から西へ九組に分けているその組の組合わせによって編成されている。

- | | | |
|-----|-----|-----|
| 一番組 | 下一組 | 上九組 |
| 二番組 | 下二組 | 上八組 |
| 三番組 | 下三組 | 上七組 |

- 四番組 下四組
- 五番組 下一組
- 六番組 下二組
- 七番組 下三組
- 八番組 下四組
- 九番組 下五組

- 上六組
- 上五組
- 上九組
- 上八組
- 上七組
- 上六組

東が川の下流で下、西が上を冠する。五組は上下交互に勤めて全体の調整をはかる。本年の当番は五組と六組であった。当番にあたった組では、組内で協議し当屋になる家を決め、一週間前までに宮総代から神職と盛物方へ報告する。前々日（本年は二十一日）当屋宅で、オハケオロシを行う。午前が若番組、午後が古番組である。

(藤 井 昭)

大祭当日、午後一時になると、幣殿内に烏帽子姿の宮司とそれに従う神職、袴姿の宮総代・宮座の座員、拜殿には一般氏子が参集する。拜殿と随神門を結ぶ参道の両脇には組立式の置棚が仮設され、その上に「盛物」があらかじめ置かれている。

一時六分修祓、同十五分宮司一拜の後献饌が始まる。

- 一番 さかき
 - 二番 かや
 - 三番 かき
 - 四番 くり
 - 五番 なし
-
- 六番 ところ
 - 七番 はしばみ
 - 八番 まんせき
 - 九番 ひのさい
 - 十番 五色幣

- 十一番 餅
 - 十二番 御神酒
 - 十三番 御魚
 - 十四番 塩水
-
- 十五番 昆布
 - 十六番 御菓子
 - 十七番 当屋児
 - 十八番 大筒

盛物は、三方に入れて（十・十七・十八番を除く）拜殿に近い側から並べられている。一番から九番までは宮座の座員がお供えするもので、幣殿内上下両側から各一人が立上り、置棚にある盛物を神殿まで運ぶ。両人が席に帰ると次番が立上り次の盛物を運ぶ、この形を繰り返すのである。拜殿・幣殿・神殿の階段の昇降に際しては、必ず外側の足から踏み出し、内側の足をそろえる。ついで外側の足を進める。口に白布を被ったり、櫛を口にくわえたりはせず、盛物を心もち高目に持つ程度である。

十・十四番は盛物方が、十一・十七・十八番はその年の当屋が供えるように定められている。盛物方とは、上下に一人づつおかれ、盛物の準備・奉持の差配にあたる役の人のことである。当屋児は、当屋を勤める家の二・三歳の子供をあてる。ない場合は組内から同年齢の子供を出す。神殿に入ると当屋は子供を一段と高く抱えあげる。かつて当宮の祭神を村人が発見した時にお互い伸びがあがってみようとしたこと由来すると伝える。年齢階梯的色彩の薄い芸備の宮座では珍しく、他には三次島敷熊野神社の近世宮座文書にみえるのみである。十二・十

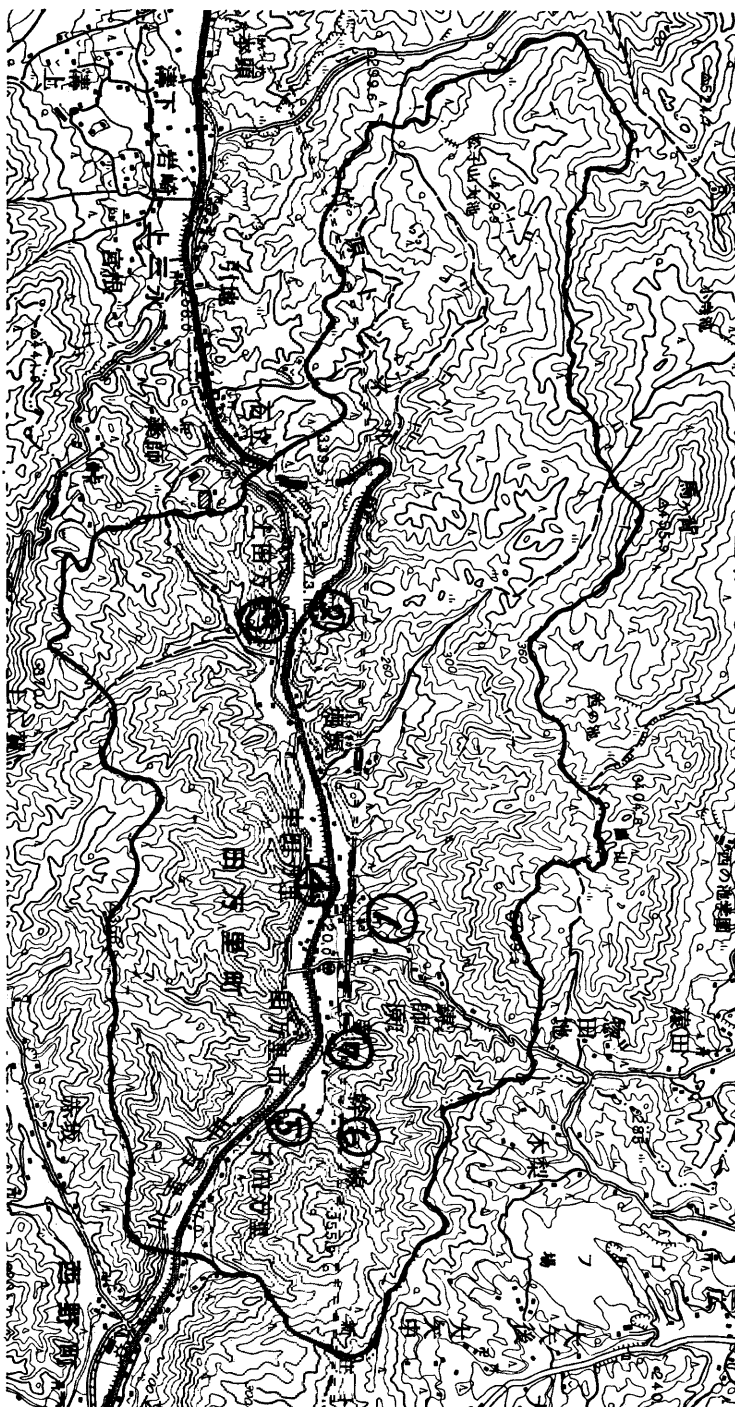


図1 田万里概況図

- ① 八幡宮
- ② 熊野神社
- ③ 石立神社
- ④ 西立寺
- ⑤ 竜王社
- ⑥ 観音堂
- ⑦ 殿島神社

1 : 45000

三・十五・十六番は宮総代が運ぶ。一時五十分に献饌は終了した。この間三十五分、笛と太鼓の音が高く低く流れていた。その後、祝詞奏上・玉串奉奠などの神事があって、二時十三分に終了。ひきつづいて神楽が舞われた。

この祭礼を見て、社家・村役人層と御当廻わりをする当屋によって執行されていたであろう近世とそれ以前の姿がおぼろげながら浮かびあがってくるのである。

翌二十四日、当屋でオハケアゲが行われた。

上下一番から九番までの座は明治十六年までは「名」によって編成されていた。文政九年（一八二六）改めという「当屋組備物順番帳」には、次のような様式で記載されている。

六番	一御ところ	砂島名	上垣内名	久時名
			内	下錫原名
				岡原名
七番	一御はしはみ	京仁名	内	京仁名
				鏡田名

各番の分担する盛物と、番を構成する名、名の現地比定をすと表一のとおりである。田万里八幡宮の宮座はかつてはほぼ村内全域に分布する一八の名を基盤としていた。そして文政年間には内一名が分割あるいは新名と合して番を勤めていた。

この順番帳に記載される名は、名(A)の状態で勤仕すもの七名、名(B)の状態になっているもの二二名、計二九名である。文政八年刊行された『芸藩通志』によると、田万里村の戸数は二二一戸であり、一二パーセント程度の家で編成された封鎖的祭祀組織になっていた。宮座に加わっていない大多数の村人が自らの地位向上の要求を高めてくる幕末・維新期に、この「名」はもはや存在することはできなくなるところまできていた。このような状況の中で明治十六年、宮座の基盤としての名をはずし、番を特定の家付きとしたのである。さらに昭和四十四年には地区単位に当屋を請け、地区内で家を協議のうえ決定するように進められてきた。

中近世の交に解体する名が多い中で、田万里では何故名が祭祀組織としてであっても明治十六年まで存続したのであるだろうか。

二 中世末期、田万里八幡宮宮座の「名」の復原

田万里は、仁治四年（一二四三）二月日の安芸沼田新庄方正検注目録写に、沼田新庄の一部としてみえ、「田万里十九丁五反半卅歩 除田三丁三反 定田十六丁二反半卅歩」とあった。延徳四年（一四九二）、田万里村の支配にあたった小田元範は、応仁の乱後高屋にあった平賀弘頼が当村を押領したので、当村の半分を小早川敬平へ進置き知行の回復をはかろうとし

表1 近世後期田万里八幡宮の宮座の編成

番	盛物	名 (A)	名 (B)	現地比定	参考
1	御さかき	大上名 塩木名	大西上名 塩貞木名	5組か4組(北) 7組(南)	貞国山
	御五色		盛物方世話方		
	御くり・餅		両当屋		
	右同		役人中		
	右同		役人中		
2	御かや	正光名 長田名	長下長田名	3組(南) 8組(北)	正光山 長田山
3	御かき	貞則名 中祖名	中か祖名	2組(南) 7組(北)	
4	御くり	下久保名 西堀坂名	下久保名 安西堀坂名	2組(北) 7組(北)	久保山 久保井手 堀坂山
5	御なし	小細工名 市井木名	小半細工名 半田名	1組(?) 7組(北)	小細工山
6	御ところ	砂上名 垣内名	上久垣内名 久時名	5組(北) 6組(北)	砂島山 上垣内井手
7	御はしはみ	下鑄原名 京仁名	下鑄原名 岡京鏡仁田名	4組(北) 5組(北)	鑄冶原山 鑄冶原池 岡原山 京仁山
8	御まんせき	友広名 小迫名	上下小迫名	2組(南) 6組(北)	小迫山
9	御火のさい	竹之段名 五内田名		1組(北) 6組(北)	竹之内井手 五反田山
	御大つっ 両当屋男子				

注 名(A)は前記様式中段、名(B)は下段を記す。
 現地比定欄の()は、田万里川の北側か南側かを示す。

た。⁸⁾一方弘頼も田万里村は小早川熙平から平賀弘宗に与えられた乃美十二名の代替として敬平が与えたとして譲らなかつた。⁹⁾幕府は明応三年(一四九四)になつて元範の主張を認めた。¹⁰⁾

しかし実力をつけつあつた平賀弘保(弘頼の子)は出兵をするなどしてその支配をあきらめなかつた。¹¹⁾田万里八幡宮には永正七年(一五一〇)と天文年間の二枚の棟札を蔵する。前者は大檀那平賀弘保、御代官平賀頼次、本願本際寺比丘惠福禪師、神主小池田与四郎で、永正七年二月十六日番匠始め、同年六月六日に棟上げ遷宮した旨を記している。平賀氏はこの時まで田万里村を完全に掌握し、村落結合の中心である八幡宮の造営にふみきつたのである。後者の年記はすでに解読困難になつてゐる。『芸藩通志』は天文癸丑(二十二年)とし、『豊田郡誌』もこれに従うが、『高屋町志』は天文十二年癸巳とする。十二年は癸卯、癸巳は二年である。この時の大檀那も弘保で、入野大工一人、白山大工一人、白山小工十一人など平賀氏支配下の番匠たちによつて興行されたことがわかる。¹²⁾

この時期の田万里八幡宮の祭祀組織を間接的に窺わせる史料がある。「譜録」桂市郎右衛門保心の部に次の文書が収められてゐる。¹³⁾

平賀弘保ノ

判

打渡申候在所之事

合田数伍段御年貢米
七俵壹斗五升 定也

右在所者田万里景仁名之内

一かゝみてん田数四反半 米六俵一斗五升

一とうのもと半 米壹俵分

一屋敷老所 畠共ニ

以上参貫百文分

天文十七年つちのへ拾弍月廿九日

三吉内蔵允

和秀判

山田治部丞

元重判

兼恒彦五郎

保吉判

桂縫殿允殿参

景仁名は、文政九年の順番帳にみえる京仁名と同一名である。景仁名は、かゝみてん四反半、とうのもと半、屋敷一所、畠とここに記載されていない部分から構成されていた。「とうのもと」はこの場合一八〇歩の田であるが、かゝみてんとは別項目に立て、年貢の賦課率も異なつた。宮座の御頭を勤仕する者を「頭人」あるいは「頭本」と称するが、同時に、頭内(名内)で特別な地位を有する根拠になる田を「頭本」「頭田」といつてゐる。

天文六年（一五三七）十月十日、備後国恵蘇郡三河内八幡宮座配并祭田注文に

一半済うわはらの内御まつりの時、より(番頭)の事、とうもと(頭本)はうわはらしりのつほ、これへよるた(田)の事

一たん山ね田 一たん二郎三郎田 一たんにし弥五郎殿
もち 一たんはんしやう太郎左衛門給分 二たん長谷に
あり 一反しりのつほ 小山ね田口の上にあり 以上七
反小なり

とある。⁽¹⁶⁾この頭は七筆七反小の田から編成されており、しりのつほ一反が頭本で、他の田はこれによる寄頭であるとしている。

景仁名を現地に踏査してみると次のようになっている。⁽¹⁶⁾真宗西立寺から国道二号を北へ渡ると田万里小学校である。同校の西側の境界線を京仁川が南流する。またぐことのできる小川である。小学校の上手の小丘には五輪塔や石仏を安置する小堂が並ぶ。その北側を山陽新幹線が京仁川に交又して東西に走り、高い壁によって景仁名の景観を分断する。さらに京仁川を上がりきったあたりを京仁田といい、もっとも奥で山に接したあたりを「とうのもと」と呼ぶ。京仁の屋号を有する家もあった。鏡田もこの水受けの範囲にあった。「とうのもと」は備後国御調郡久井稻荷神社宮座の御当田（御注連田）に比定できよう。⁽¹⁷⁾この田の所有者は、御当名内で卓越した地位有した。その理由

表2 田万里村の耕地面積の推移

年 月 日	耕 地 面 積	石 高 等	家 数	出典
仁治4 (1243)・2	田 19町5反210歩 除田3町3反一 定田16町2反210歩			(1)
文禄4 (1595)・9・21		688石6斗9升8合	79軒	(2)
文禄4 (1595)・10・24	田 69町 — — 島 19町4反70歩	分米 649石6斗5升一 分銭 39貫 48文		(3)
元和5 (1619)・8		石高 820石8斗9升一		(4)
文政8 (1825)	91町7反2畝21歩	石高 1088石1斗6升7合	231軒	(5)

- (1) 仁治4年2月 日
(2) 文禄4年9月21日
(3) 文禄4年10月24日
(4) 享保4年12月吉辰
(5) 文政8年8月

安芸沼田新庄方正検注目録写
平賀元相同市松連署起請文案
平賀氏知行付立案
安芸国御知行帳
『芸藩通志』巻88

小早川証文8号
平賀家文書127号
平賀家文書247号
『広島県史』近世資料編Ⅱ所収

は、「とうのもと」から穫れる米を神饌米とし、御神酒の原料にした。あるいはオシメオロシ等神事の齋場にするなど不可替性の強い田として位置づけられていたことが推定できる。京仁山麓で京仁川の発する山と耕地の交わる場所に「とうのもと」の遺名が存することが、この推定をより確かなものとしている。京仁家はオハケサン作りとオハケサン祭りに関与していた¹⁸⁾。

地元には、オハケサン祭り(当屋祭)が古いので、後に八幡さんができてここに集うようになったとの口承がある¹⁹⁾。山を背負い、水系によって耕地を開いたと考えられる景仁名と同様の構造を有する名が連合して田万里八幡宮の宮座を編成したのであろう。

次に天文の景仁名と文政の京仁名の関係であるが、景仁名内のかゝみてんは、文政には鏡田名と見え、新京仁名と一緒になつて京仁名の役目を勤めている。天文の宮座は何名から編成されていたか徴すべき史料はない。しかし京仁名と景仁名のような関係は、他の名の場合にも考えられ、文政の名のほとんどが天文にさかのぼるのではあるまいか。

中世の田万里村はそのまゝ近世村とされ、鎮守社八幡の祭祀圏には全く変動がなかった。表二にみるように耕地面積も、文祿四年から文政八年までの二三〇年間で名目上三町余の増にとどまっている。山に挟まれた田万里の地はすでに文祿以前に開

発しつくされている。さらに文政の一八名のうち一名が近世文書に記される山名に合致しており、宮座の名が山に接して存在したことを示している。近世に灌漑用水確保のための施設の充実がはかられたとしても水系の大幅変更にはいかなかったであろう。文化八年(一一八一)の田万里村諸色書出帖²⁰⁾によると、田方五六町八反六畝三步を水源別に大井手懸り、雨池水懸り、谷々出水懸りと分けるが、大井手懸りについては「但所々池水茂川筋伝イ此田地へも懸り申候」の但書がついており、大井手懸りの田にも池水による支配の影が落ちていた。

中世の宮座の「名」は、一部の人々の特権的祭祀組織の単位であり、そこでは頭役を勤仕する頭人と、頭人を通じてしか鎮守社に連なることのできない農民が存在した。中近世移行期は名単位の支配と生活が決定的に崩壊し、家単位の社会へ変わっていく時でもあり、多くの宮座の「名」はこのころ消滅したのである。すでに文祿四年、田万里には七九軒の家があり、これを一八名が存在したとしてもその枠内にとどめおくことは困難な状況になりつゝあった。しかし名の解体は進まず、宮座の名の大枠の中で、名を分割したり、新名を合わせたりするなどの再編成が続いたとみられる。そしてそれは明治十六年にまで及んだのである。

三 乃美八幡宮の宮座と「名」

乃美は現在広島県賀茂郡豊栄町の一部にその名前を残している。世羅台地の西端にあり、沼田川、江の川、太田川の各水系の分水嶺に近い地域である。沼田川水系の椋梨川が清武に発し、別府・乃美・鍛冶屋を経て安宿へぬける。また山麓には溜池が多く散在しており、川と池を水源とする耕地が広く開ける。倭名抄能美郷の地で、付近には登能・訓芳・安宿の各郷が存在するところから能美郷は清武・乃美・別府・鍛冶屋に比定することが妥当である。中世には小早川氏の支配下にあり、一族が配された。応永十一年（一四〇四）九月二十三日の安芸国諸城主連署契状に「のうみ ちくせん守」とある筑前守は小早川熙平の子是景のことで、在地名を氏名に称し、乃美氏の祖とされる。その後乃美本領主員平は惣領家と争ったが、その紛争解決にあたって惣領家は平賀弘宗の力を借り、乃美十二名を同氏に与えるなどの出入りもあつた。しかし概していえば乃美氏の支配する地域であつた。

乃美八幡宮はかつて高田郡坂村（現向原町坂）との境宮ヶ峠に鎮座していたものを現在地に移したと伝える。当初は清武・別府・乃美・鍛冶屋・安宿の惣社であつたが、乃美隆興が清武・安宿にそれぞれ宮を勧請したので、乃美八幡宮の祭祀圏は、別府・乃美・鍛冶屋と狭くなった。この時、新しい宮に対して「本宮八幡」と称するようになったといふ。²³ 当宮には大般若経六〇〇巻を蔵している。建久元年（一一一九

〇）に僧延増が商人からかなりまとまった巻数を購入し、欠巻を補写して完本としたもので、その中には平安中期の奥書を有する巻も多い。当宮への帰属時期は不明であるが、中箱の墨書によると、嘉慶二年（一三八八）平政信が郷内大小家を勧進して小函六〇個を寄進したとあり、この時までには乃美八幡宮什物になつていたのであろう。さらに文明九年（一四七七）には則光（現、賀茂郡豊栄町）幸福寺において大規模な修理を実施している。与州三島住人で二七歳の村上一門梵智がこれにたずさわつた。²⁴

中世末期の乃美八幡宮は乃美氏を後援者として経営されていたが、同時に両頭制二一番からなる宮座が存在していた。そして各頭はその基礎に名をおいている。天正五年（一五七七）八月吉日の御祭御頭次第注文²⁵の記載様式は次のとおりである。

十一番	重森名	為末名
十二番	為数名	行宗名
十三番	為平名	則遠名

各名の現地比定の結果は、表三のとおりである。²⁶

四二名中現地比定可能な二三名は、別府・鍛冶屋・日南に点在するものを除いて、すべてが乃美八幡宮のある上陰地から中陰地・下陰地に及ぶ乃美近世村の南側の山林と耕地の交わる地域に集中する。後に山を背負い、流れを根拠にした一括性を有する耕地が存在したかもしれない。あと一九名はすでに乃美・

表3 天正5年乃美八幡宮宮座の名一覧

番	名	比定地名	備考	名	比定地名	備考
1	さねもり名			宗延名		
2	小松宗吉名	乃美	○	才年名		
3	弘末名		○	助貞名	乃美	
4	太郎丸名	鍛冶屋	○	為正名		○
5	是末名		○	宗近名	(乃美)	
6	黒田名			搦原名		
7	つねさわ名	別府		大塚名	乃美	
8	安利名	乃美		とり打名	別府	
9	河原名			かわ貞名	乃美	
10	為貞名			貞安名	別府	
11	重森名		○	為末名		
12	為数名			行宗名	乃美	
13	為平名	乃美		則遠名	(乃美)	
14	おてほ名			神主	乃美	
15	久重名		○	□安名		
16	久国名	乃美		国貞為房名		
17	重かわ名	乃美		行正名	乃美	
18	是貞名		○	西原名	乃美	
19	末弘名	乃美		為安名	乃美	
20	かしわ原名	別府		祝師	乃美	
21	国友名	乃美		かわ安名		○

注 () 内は推定 備考欄の○印は流鑄馬を行う名

鍛冶屋・別府で所在を失い、清武・安宿方面にも見当らず今後の研究をまつほかはない。

乃美八幡宮には、タテババとマワリババの地名とそれらしい場所を残している。ここで行われたであろう流鑄馬は、天正五年の御頭次第注文によれば、一番ハ上より、二番公文、三番小陣殿、四番大方殿、五番給人の順になっていた。上よりは乃美氏のことであろう。三番と四番の小陣殿・大方殿の意味が今少し明確でないが宮座の番を勤める名が割当てられた。四二名中の一〇名が二名づつ五年で一巡した。一年目が太郎丸・為安、二年目が久重・重森、三年目が是末・宗吉、四年目が是貞・則正、五年目が為正・弘末の各名になっていた。六年目はまた太郎丸・為安が勤めた。

大永七年(一五二七)八月十五日の流鑄馬次第注文²⁷⁾にはさらに詳細に記している。

- 大永四年甲申 為正小陣殿 宗吉大方殿
 - 一番 乙酉 是貞同 則正同
 - 二番 丙戌 是末同 為安同
 - 三番 丁亥 太郎丸同 重守同
 - 四番 久重同 弘末同
 - 五番
- 又始而享祿二年己丑為正宗吉矢鑄馬当り候、

とあり、番の組合わせは天正の注文と多少異なるものの、全く同じ一〇名が勤仕している。宮座四二名の中でも、流鏑馬を契機とする特別な集団をなしていたのではあるまいか。天正七年八月吉日の流鏑馬次第注文⁽²⁸⁾には、大永四年から天文七年(一五三八)までの間、射手と推定される人名を年二人づつ記している。大永四年の高橋内蔵助は、享祿五年(一五三二)村山檀那帳に「乃美高橋内蔵助殿」とあり、追記によって天正十年に勤仕したことがわかる高橋三郎衛門は、天正九年村山檀那帳乃美の項にみえている。⁽³⁰⁾

例大祭には現在、別府から神輿がでる。宮ヶ峠から御神体を移したとの故事に因んで、宮ヶ峠の近くの別府が行うものである。乃美・鍛冶屋は、地域を東西南北に分け、これを母体として、フキハヤンという道行きをする。その当番を当屋と呼んでいる。東北西南の順に廻わり、各地域は四年に一回あたる。当屋を引受けた家は、神迎えの小祭りをし、フキハヤンの宿を勤めるだけである。大祭のよこしめおろしは、宮司方で執行する。

天正五年の大祭は次のように行われた。⁽³¹⁾

八月一日 よこしめおろし

祝師・神主・宮地頭と友一人

大頭 飯・酒

脇頭 肴・酒

十日 めうけんちよ 大頭

十二日 こ口 脇頭

十三日 米かし 脇頭

十四日 餅つき 脇頭

十四日 おりい 脇頭

十五日 はくの頭^(馬場) 大頭

十五日 御祭り遊び 大頭

十六日 御はげ上げ 脇頭

十四日に頭屋から宮へ供えておく品物として、入物一ツ・くり一ツ・なし一ツ・かき一ツ・いものくき一ツ・こ物一ツ・かちどうふ一ツ・大こん一ツ・ゆず一ツ・せり一ツ・いね二わ等があった。田万里の場合は十八名が毎年一品づつ供えるのに対してこの場合は二十一年に一度廻わってくる頭屋の年に全品を調達したのである。

四 内部庄内某社の宮座と「名」

福原氏は大江広元の後で、初めに武蔵国長井庄を領したところから長井氏を称していた。毛利元春の五男広世は長井五代貞広と契約によって同氏六代になり、備後信敷庄西方の領主となつたが、康暦三年(一三八一)元春から内部庄福原村を譲られて鈴尾城に入り、福原氏を称することになった。その後、朝広―広俊―貞俊―広俊―貞俊―元俊と相続して近世へ至っている。吉田庄に近く、毛利氏をよく補佐し同氏の支配に大きな役

割を果たした家であった。

福原文書には永正十三年(一五一六)と大永五年(一五二五)の御頭関係史料が数通含まれている。大永五年の祭礼はこれな
が名が御頭役を勤めた。必要な入費は次のとおりであった。⁽³²⁾

- 米一斗 よこしめおろし
- 米一斗 十一日こくちあけ
- 米一斗二升 十二日さか見
- 米一斗 十三日御はけ下
- 米一斗 十四日物し
- 米一斗二升 十五日人之き^(重)やう
- 米三斗二升 もち米
- 米一斗二升 御はん
- 米一斗六升 こもの
- 米一斗二升 あらおけ四ツ十四日のよ^{十五日}
- 米一斗 十六日御はけ上^{あした}
- 米九升 御さん米度々ニ
- 米四升 御ふくすい四度ニ
- 米二升 もちのはせ御さい
- 以上米一石六斗^(一升)

又米一斗七升 人そくのくいもの
これに紙・かわらけ・折・桶などの買物の代錢九六文が加
わる。これらの米錢はすべてこれなが名田が負担した。その名

田は⁽³³⁾

- 一反 右京殿
- 一反 二郎さへもん殿
- 三反 もん田御かゝへ
- 一反 二郎さへもん
- 二反小 まこ次郎殿
- 一反 ぬつし殿
- 二反六十分 れうこん寺
- 二反 新五郎殿
- 一反 万福寺
- 六十分 五郎さへもん御年く田
- 二反 新ひやうへ殿
- 一反 御中間三郎五郎御年く田
- 一反 ゆくへニぬか田三郎へもん殿
- 五反 三右衛門
- 五反 七反之内おとせう
- 一反 まこ次郎殿河元ニ御年く田
- 一反 御下人五郎ひょうへ
- 以上十七筆三町大である。畠は
- 一反 とうひやうへ殿給分
- 一反 ぬつし殿
- 一反 御中間三郎五郎

一反 御馬屋多もん五郎

二反 本屋しき

一反 とうひやうへ殿御年くはたけ

の六筆七反からなっていた。反単位で表記された場合が二三筆中二〇筆もあり、耕作実態というよりある程度得分権的な把握になっているようである。面積の下に記された人名も、殿を付すもの一〇人一一筆、御中間・御下人・御馬屋を冠するもの四人、あとはれうこん寺・万福寺あるいはもん田かゝへ・本屋敷などであって福原氏との関係を示す記述になっている。田種も門田・年貢田・給与・寺田などと多様になっている。永正十三年のつねみつ名もほぼ同様の負担をして頭役を勤めた。³⁴⁾

「つねみつ名内部のまつりのとう」とある祭礼は現在のどの神社にあたり、祭祀圏もどのあたりまで及んでいたか不明の点が多い。中世の内部庄の範囲は、福原を中心に桂・川本・山手・中馬を含み、吉田庄・竹原郷・坂郷・入江保と並立していた。永享六年（一四三四）卯月七日の福原氏所領惣田数日記案には、先述の是長名が三丁二反三百歩 島一反小とみえている。福原氏の内部庄内にある所領はこの日記によると 福原村四十四町四段小 が中核と考えられ、所領内の名が宮座に編成されたのであろう。某社は、『芸藩通志』が「寛文十一庚戌、川本より勸請せりといふ」福原村八幡宮であろうか。

五 安芸真宗地域における「名」

近世以降、安芸地方では浄土真宗が極めて盛んになり、阿弥陀仏以外の仏達や神々は社会的に存在することが困難な状況になっていたし、また真宗の講が村落支配と深くかかわりながら民衆の日常生活を強く規制していたから、宮座やその基盤をなす「名」は消滅したとしてもうなづけるものであった。³⁵⁾しかし真宗一色になる前の中世では安芸地方にも宮座は存在したのである。それが本稿で取上げた三座である。中近世の移行期に「名」を基盤とする宮座は、「名」に替えて、特定の家に基盤をおいたり、近世村に順番で請負わしたり、あるいは宮座の周辺に新祭祀組織を作ったりせざるをえなくなっている。³⁶⁾

田万里八幡宮の宮座は、中近世移行期の変動を「名」体制のままに乗り切った。ひきつづいて真宗との対立にもめげず、安芸地方唯一の現存する宮座となった。安芸真宗地域の東限の宮座でもあり、真宗普及度の指標の意味をもつものである。豊田郡は安芸国では一段と余宗の残存度が高く、真宗の普及度は低かった。『芸藩通志』『福山志科』にみえる宗派別寺院数を整理すると表四のとおりである。

薬師堂 薬師講あり。

観音堂 観音講あり。二組上が奉祀。真言宗竹林寺の支配下。

熊野神社 七・八・九組

表4 芸備における宗派別寺数

宗派			律	天台	真言	浄土	真	(道場)	時	禅	日蓮	計	真宗寺院の 占める割合
地	域												
広	島	府	—	2	17	20	39	1	—	20	12	111	36.0%
敵		島	—	—	25	3	—	—	—	1	—	29	0
安	芸	郡	—	—	2	—	17	17	—	2	1	39	87.2
沼	田	郡	—	—	1	—	16	4	—	1	—	22	90.9
佐	伯	郡	—	—	3	5	35	6	—	8	1	58	70.7
山	島	郡	—	—	—	—	29	17	—	3	—	49	93.9
高	田	郡	—	—	1	2	45	5	—	1	—	54	92.6
高	宮	郡	—	—	1	—	23	2	—	—	—	26	96.2
賀	茂	郡	—	—	5	8	32	17	—	8	—	70	70.0
豊	田	郡	—	—	16	6	36	10	—	45	—	113	40.7
	計		—	2	71	44	272	79	—	89	14	571	61.5
三	原	府	—	—	9	2	7	—	1	6	3	28	25.0
尾	道	町	4	—	4	6	3	—	12	2	1	32	9.4
御	調	郡	5	—	20	8	16	—	10	40	4	103	15.5
甲	奴	郡	—	—	1	—	1	—	—	8	—	10	10.0
世	羅	郡	—	—	6	1	2	1	—	17	1	28	10.7
三	谿	郡	—	—	3	1	8	—	—	13	4	29	27.6
奴	可	郡	—	—	3	2	4	—	—	20	1	30	13.3
三	上	郡	—	—	4	1	3	—	—	11	—	19	15.8
三	次	郡	—	—	7	3	27	2	—	10	3	52	55.8
恵	蘇	郡	—	—	7	2	17	—	—	25	1	52	32.7
	計		9	—	64	26	88	3	23	152	18	383	23.8
福	山	下	—	—	4	5	11	—	—	7	6	33	33.3
深	津	郡	—	—	12	2	10	—	—	1	1	26	38.5
安	那	郡	—	—	10	1	7	—	—	2	1	21	33.3
品	治	郡	—	—	10	1	12	—	—	2	1	26	46.2
芦	田	郡	—	—	13	2	13	—	—	9	4	41	31.7
沼	隈	郡	2	—	18	4	28	—	—	11	11	74	37.8
鞆		津	—	—	9	4	4	—	—	7	3	27	14.8
宮	内	村	—	—	1	—	1	—	—	1	—	3	33.3
	計		2	—	77	19	86	—	—	40	27	251	34.3

注 真宗の道場も一寺として百分比を計算した。

(『広島県史』民俗編 330頁 拙稿「宮座」から)

石立神社 七・八・九組
竜王社 一・二・三組

巖島神社 一・二・三・四・五組

市稲荷 三組

これらの神仏は、真宗の普及度の高い地域では山中か村はずれにひっそりと祀られ有志によって守りつがれているものが多い。しかし田万里では、非真宗の講が存続し、小祠と各地域が結合するなど明確な信仰組織を有している。ここに真宗西立寺の一元的支配は貫徹していないとみるべきであろう。真宗の講も七戸平均と小規模であって他の信仰組織と競合した場合にこれを圧倒することはできなかったようである。このような非真宗的色彩の一定度残存は、宮座の存続を許容する方向へと働いたのであった。なおこのような状況は豊田郡全般にみられる傾向であった。

おわりに

時と場所それに性質の異なる断片的な史資料によって、安芸東部地方の三宮座の「名」を紹介した。「名」の構造や性格は、管見の限りでは備後と大きく違う点はないようである。備後地方では十七世紀になると農民の信仰をうけた荒神とその組織である荒神名が大きく発展する。宮座の「名」と荒神名、真宗の講の関係を解明していくことを今後の課題としたい。それに加

えて信仰・祭祀以外の側面での「名」のあり方も追求していきたい。

安芸地方の中央部では、宮座の史料も慣行も皆無である。昭和四十三年以来の広島県史編さんの資料調査でも収集したという話はない。そうであれば、宮座に代わる祭祀組織を明らかにする必要がある。

末筆ながら、長年にわたり宮座行事を継承され、祭礼時には心よく拝見させて頂き下された田万里八幡宮宮座関係者の皆さんにまずもってお礼申し上げたい。このほか史料の閲覧を許され、御教示をいただいた竹原市田万里町八幡宮宮司西藤善寿氏、同町伊藤武士氏、伊藤祥司氏、三山佳宏氏、西立寺住職河埜内知曉氏、竹原市教育委員会太田裕子氏、賀茂郡豊栄町乃美本宮八幡神社宮司佐伯守義氏、同社佐伯邦芳氏、高田郡吉田町小都勇二氏に心よりなる謝意を表す。

また、西藤善寿氏は私にお話をして下さった一週間後になくなられた。謹んで御冥福をお祈りする。

注

(1) 堀江文書・井西文書・児玉文書・上村八幡神社文書で、いずれも『広島県史』古代中世資料編Ⅳに収められている。

(2) 安芸地方の宮座を概観したものに『広島県史』民俗編がある。拙稿「備後久井稲生神社の宮座の「名」について」(『日本民俗学』二二七)、拙稿「中世後期備北地方における御頭の「名」について」(『史学研究五十周年記念論叢』日本編所収)

- (3) 本宮八幡神社文書、『広島県史』古代中世資料編Ⅳ所収
- (4) 福原文書、『広島県史』古代中世資料編Ⅴ所収
- (5) 田万里八幡宮神主家所蔵文書
- (6) 各名の現地比定にあたっては三山佳宏氏の御教示いただいた。
- (7) 小早川家証文八号
- (8) 小早川家証文二二七号
- (9) 平賀家文書一六四号
- (10) 小早川家文書五十一号
- (11) 毛利家文書一六〇・一六二号
- (12) 田万里村内に地名を遺す。
- (13) 高屋は現在の東広島市高屋町。平賀氏は当初御菌宇城(同町高屋堀)にあったが、文亀三年弘保の時白山城(同町白市)へ移った。入野は現在の賀茂郡河内町入野で、真言宗竹林寺がある。
- (14) 山口県文書館所蔵文書、『広島県史』古代中世資料編Ⅴ所収
- (15) 井西文書一号、『広島県史』古代中世資料編Ⅳ所収。なお未所収の寛文十三年三河内八幡宮御頭注文では、「頭本嘉兵衛」のよりに頭人に冠している。
- (16) 三山佳宏氏のほかに伊藤武士氏の御教示をいただいた。
- (17) 拙稿前掲論文
- (18) 前田明氏「広島県豊田郡田万里村年中行事聞書」(『竹原春秋』一四)
- (19) 西藤善寿氏による。
- (20) 『竹原市史』史料編所収
- (21) 毛利家文書二四号
- (22) 平賀家文書一六四号
- (23) 清武の八幡宮(現在畝山神社と称す)はかつて大河谷にあって五村の総氏神であった。永享三年に現在地へ移った時に、乃美本宮八幡社・安宿八幡社と分かれたと伝える。安宿八幡社は畝山神社の分祀とする。(『豊田郡誌』)
- (24) この大般若経の奥書は、『広島県史』古代中世資料編Ⅳに収められている。
- (25) 本宮八幡神社文書一号
- (26) 現地比定にあたっては佐伯守義・邦芳両氏の御教示をいただいた。
- (27) 本宮八幡神社文書二号
- (28) 本宮八幡神社文書三号
- (29) 山口県文書館所蔵文書、『広島県史』古代中世資料編Ⅴ所収
- (30) 山口県文書館所蔵文書、『広島県史』古代中世資料編Ⅴ所収
- (31) 本宮八幡神社文書一号から摘記
- (32) 大永五年八月三日 某社祭礼頭役入用注文。『広島県史』は「きのととり これなり御とう入目の事」と端裏書を読んでいるが、是永名が同年の頭役を勤めていることからすれば「これなり」は「これなか」と読むべきであろう。
- (33) 大永五年八月三日 福原村是永名田教注文
- (34) 永正十三年八月一日 某社祭礼頭役入用注文、同日 某社祭礼頭役買物日記
- (35) 拙稿「安芸真宗地域における信仰の構造」(『瀬戸内海地域の宗教と文化』所収)
- (36) 高野山大宮八幡宮では、慶長十七年九月二十日頭を家付きとした。しかし負担が大きいため寛文七年八月四日に関係十村の村請とした。布野村八幡宮では十四村の五年廻わりで頭を勤めていたが、宝暦四年負担が大きいため各村とも毎年負担をすることになった。神儀は近世村を単位組織として執行される場合が多い。

本稿に掲載した地図は、国土地理院発行の五万分の一地形図を使用したものである。

On the 'Myo's of Miyaza in the Eastern Part of Aki District

Akira FUJII

ABSTRACT

A 'miyaza' consists of several 'myo's. A 'myo' is a small religious association and it also means an association which possesses a certain area of farm field.

A myo, because of the possession of farm field, ceased to exist or changed its form, according to the change of the farm field conditions.

The historical materials tell us that there were miyazas in three villages, Tamari, Nomi, Uchibe, in the eastern part of Aki district.

In the 17th century, many 'myo's in this district ceased to exist, but the 'myo's of Tamari continued to exist. The strongest reason is that the farm field didn't increase and the facilities for water for farming were not improved, either.

In the 18th century, almost all the 'myo's in the villages which were under the great influence of 'Shinshu' ceased to exist, but the 'myo's of Tamari existed on account of the little influence of 'Shinshu'.

The 'myo's of Tamari continued to exist till 1883 owing to the two reasons above mentioned.